

改正後	改正前
<p>（夜間用停止表示器材）</p> <p>第九条の十七 令第二十七条の六第一号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 板状の停止表示器材（次条において「停止表示板」という。）にあつては、次に該当するものであること。</p> <p>イ 別記様式第五の五に定める様式の中空の正立正三角形の反射部若しくは蛍光反射部を有するもの又は別記様式第五の六に定める様式の中空の正立正三角形の反射部を有するものであること。</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>（昼間用停止表示器材）</p> <p>第九条の十八 令第二十七条の六第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 停止表示板にあつては、次に該当するものであること。</p> <p>イ 別記様式第五の五に定める様式の中空の正立正三角形の蛍光反射部を有するもの又は別記様式第五の六に定める様式の中空の正立正三角形の蛍光部及び非蛍光部を有するものであること。</p> <p>ロ 昼間、二百メートルの距離からその蛍光を容易に確認できるも</p>	<p>（夜間用停止表示器材）</p> <p>第九条の十七 令第二十七条の六第一号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 板状の停止表示器材（次条において「停止表示板」という。）にあつては、次に該当するものであること。</p> <p>イ 別記様式第五の五又は別記様式第五の六に定める様式の中空の正立正三角形の反射部を有するものであること。</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>（昼間用停止表示器材）</p> <p>第九条の十八 令第二十七条の六第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 停止表示板にあつては、次に該当するものであること。</p> <p>イ 別記様式第五の六に定める様式の中空の正立正三角形のけい光部及び非けい光部を有するものであること。</p> <p>ロ 昼間、二百メートルの距離からそのけい光を容易に確認できる</p>

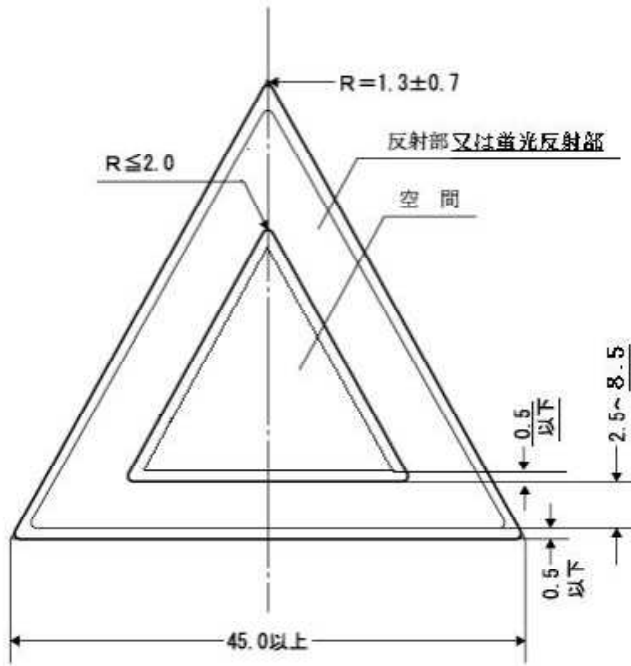
のであること。

八 蛍光の色にあつては赤色又は橙色であり、非蛍光部の色にあつては赤色であること。

二 (略)

二 (略)

別記様式第五の五（第九条の十七、第九条の十八関係）



- 備考 1 図中の「反射部又は蛍光反射部」は、昼間用停止表示器材にあつては、「蛍光反射部」とする。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

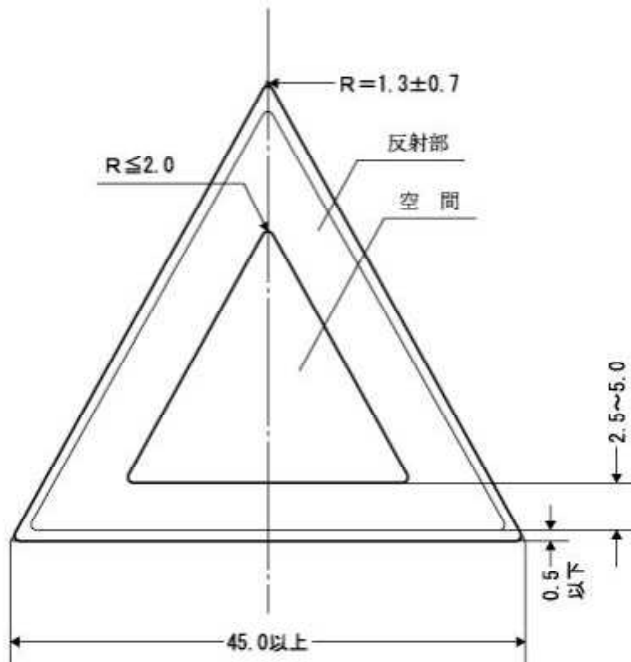
ものであること。

八 けい光の色及び非けい光部の色は、赤色であること。

二 (略)

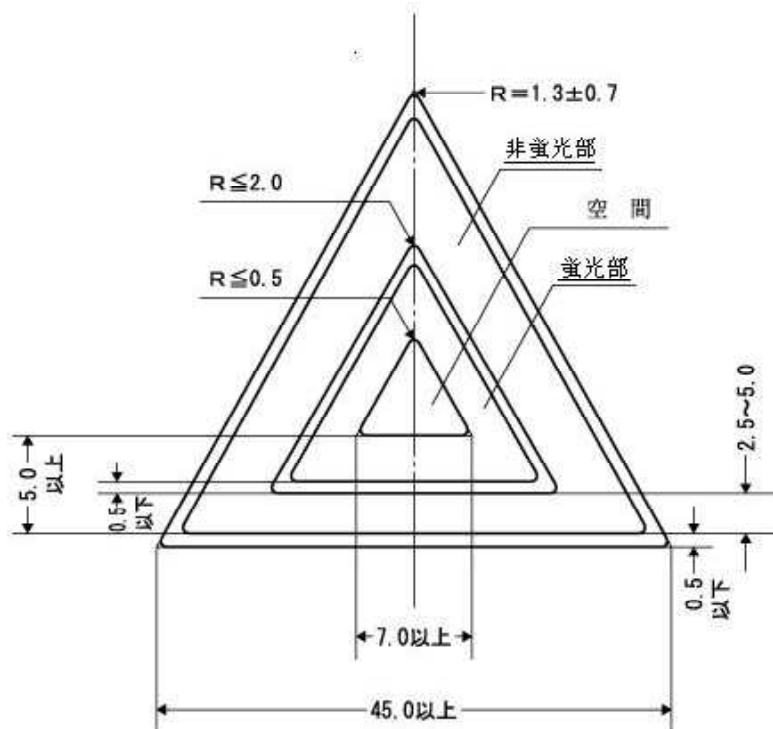
二 (略)

別記様式第五の五（第九条の十七関係）



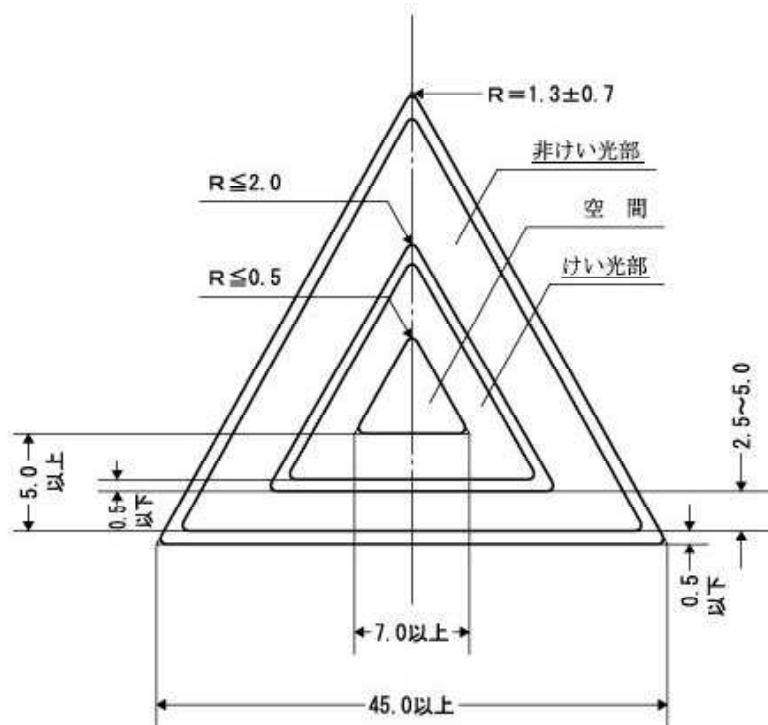
備考 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第五の六（第九条の十七、第九条の十八関係）



- 備考 1 図中の「非蛍光部」は、夜間用停止表示器材にあつては、「反射部」とする。
- 2 蛍光部の面積は、247平方センチメートル以上とする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別記様式第五の六（第九条の十七、第九条の十八関係）



- 備考 1 図中の「非けい光部」は、夜間用停止表示器材にあつては、「反射部」とする。
- 2 けい光部の面積は、247平方センチメートル以上とする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。